

東京地方裁判所立川支部 令和2年(ワ)第2710号損害賠償請求事件

原告 榎本 清

被告 東大和市

準備書面(6)

2022年(令和4年)1月19日

(次回期日:2月3日)

東京地方裁判所立川支部民事第1部4A係 御 中

被告訴訟代理人弁護士 橋 本 勇



原告は、「当該陳情が委員会付託され審議、裁決を経たうえで、本会議で適正に処理されるべきであったと一貫して主張している」のであり、「委員会に付託されないのであれば、『委員会付託を省略して本会議で直接審議、採決されるべき』であるとはいちども主張していない」(2021年10月14日付け原告準備書面(4)第2(1)) のことであるので、以下、そのことを前提として、従前の主張を整理し、補充する。

第1 議会の運営について

- 1 名古屋高裁平成24年5月11日判決(判例時報2163号10頁)は、議会の自律権について、次のように述べる。

「地方議会は、憲法上に定められた地方公共団体の議事機関であり(憲法93条1項)、憲法の採用する議会制民主主義と地方自治、住民自治制度の下において、当該地方公共団体における住民の間に存する多元的な意見及

び諸々の利益を，住民の直接選挙によって選出された地方議会議員の自由な討論を通して調整し，究極的には多数決原理によって，地方公共団体の重要事項について統一的な意思を形成するとともに，執行機関の事務を監視，調査等すべき役割を担っており，その役割・機能を適正・円滑に果たすため，その内部の組織や運営に関する一定の事項について，他の機関等から関与を受けることなく，自主的，自律的に決定し，処理する権限（自律権）を有していると解され（法103条ないし137条，市議会委員会条例，会議規則），このような地方議会の運営に関する事項は，地方議会の内部規律の問題として，議会の裁量に委ねられていると解するのが相当である。」

このような考え方を前提として、普通地方公共団体の議会は、議会の運営に関する事項等に関する調査等を行う議会運営委員会を置くことができ（地方自治法109条3項）、会議規則を設けなければならない（地方自治法120条）とされており、東大和市議会（以下、単に「議会」という。）においては、議会運営委員会（以下「議運」という。）を置くとともに、東大和市議会会議規則（以下、単に「会議規則」という。）を設けている（甲4号証）。

2 議会は、市長が招集し（地方自治法101条1項）、「議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通知しなければなら」ず（会議規則1条）、「会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。」ものとされ（同法102条7項）、「議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。」（会議規則19条）とされている。

3 地方自治法119条は「会期中に議決に至らなかった事件は、後会に継続

しない。」とする会期不継続の原則を定めている。これは、会期独立の原則ともいわれ、議会の意思は会期毎に独立したものであるとする国会（国会法68条）にならったものであり、この原則により、会期中に議決に至らなかった事件は会期の満了とともに消滅し、廃案となる（「審議未了」又は「審議未了廃案」と称される。）。

このことは陳情についても同じであり、議会においては、定例会開会日の6日前の正午までに受理した陳情は、原則として会期初日の会議に付議し、会期中の委員会審査とするが、議長が議運に諮ったうえで、審査になじまないと認めたもの等は、原則的に本会議に上程しないこととされており（甲9号証349頁）、本会議に上程されなかったときは、会期中に議決に至らなかったものとして、会期の満了とともに消滅することとなる。

第2 本件陳情の取扱い

- 1 原告は、令和2年2月14日、東大和市子ども・子育て憲章（以下「本件憲章」という。）の制定見直しを求める陳情（以下「本件陳情」という。）を被告の議会に提出し、それは同日受理された。本件陳情は、令和2年2月の令和2年第1回東大和市議会定例会（以下、単に「本件定例会」という。）に本件憲章を定める議案（甲6号証）が提出されることが見込まれていたことから、その制定見直しを求めることを趣旨とするものである。
- 2 令和2年2月14日に開催された議運においては、「令和2年第1回東大和市議会定例会の会期等議会運営に関する事項について」として市長から提案された議案及び他の陳情の取扱いについて審査された（甲7号証）。その結果、本件憲章の制定については、委員会に付託しないで、本会議で審議することとされ（甲7号証7頁）、本件陳情については、その内容が市長から議案として提出されていた本件憲章の制定見直しを求めるものであることから、本件

憲章についての本会議での議決が終了した段階で、再度協議することとなった（甲7号証12頁）。本件憲章についての本会議での議決が終了した後に開催された議運においては、本件憲章は本会議で採択されたのであるから本件陳情を審議する必要はないとする意見と、本会議での採択と本件陳情の審議は両立し得るものであるから本件陳情も審議すべきであるとする意見が対立したことから裁決によって決せられることとなり、採決の結果、本件陳情は委員会に付託されないこととなった（甲8号証8頁）。

ところで、議会における陳情書の処理については、会議規則134条が「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」と定め、請願の委員会付託について定める第130条は「議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は、議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。」としており、本会議に上程しないこととされた陳情は議長預かりとするとされ、これに該当する陳情は、その写しが全議員に配布され（甲9号証349頁）、その処理は終結する（乙3号証279頁はこれを「単なる資料配付扱い」と説明している。）のであり、本件陳情はこの取扱いによったものである。なお、ここで「議長預かり」というのは、本会議に上程しない取扱いを意味する議会の用語であり、他の地方公共団体の議会においても同じ意味で使用されている（乙第2号証の1及び2）。

第3 原告の主張に理由がないこと

- 1 前記第2、2で述べたように、本件陳情の取扱いについて、議長は、議運に諮り、そこでの審査になじまないという意見に従って所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと判断したものであり、そこには何の違法もない。

2 原告は、請願と陳情を別異に取り扱う理由はないと主張するが、請願であっても、請願法5条は、「官公署において『これを受理し誠実に処理しなければならない』と規定するにとどまり、同条が請願を受理した官公署に何らかの応答を義務付けたり、請願の受理に何らかの法的効果を伴わせたりするものであると解することはできない。」とされる（東京高裁平成31年3月12日判決・甲1号証）。

請願に該当しないものであっても、議会に対し、陳情をすること（意見や希望等を申し立てること）は自由であるが、それを受けてどのように対処するかについて定めた法令の定めはない。実定法に定められた請願であっても、請願を受理した官公署が何らかの応答を義務付けられたり、請願の受理に何らかの法的効果が生ずることはないのであるから、陳情にそれを超える効力があることを認める根拠はなく、受理した陳情をどのように取り扱うかは、当該官公署（本件においては議会）の裁量に委ねられているのである（乙2号証の1及び2並びに3号証参照）。したがって、本件陳情を委員会に付託しなかったことは、議会の裁量の問題であり、そのことをもって違法とされる理由はない。

3 そもそも、会議規則は、議会の自律権に基づいて、議会の運営に関する事項について定めるものであり、議会外の者に対して権利や利益を付与し、又は義務を課することはできない（条例とは異なる。）したがって、たとえ本件陳情の取扱いが会議規則に違反するとしても、それは原告の法律上保護されるべき権利、利益を侵害することはなく、本件訴えには理由がない。

4 原告は、「同陳情が市議会で正当に審議・裁決されると確信、期待していた。」というが、その確信や期待が「法的に保護されるべき利益」に該当する

ことの根拠となる法令の規定はなく、それは、法的な裏付けのない、原告の主観的なものにすぎない。また、原告が「署名に応じていただいた多くの方々からの信頼を失墜し、その釈明の機会すら奪われた」とし、それが国家賠償法4条が例によるとする民法723条の名誉毀損に該当するというが（2021年10月14日付け原告準備書面(4)第3(2)③）、同条がいう名誉というのは「人がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的名誉を指すものであつて、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価すなわち名誉感情は含まない」（最高裁昭和45年12月18日判決・判例時報619号53頁）のであり、その主張には理由がない。

以上